

(平成23年7月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間④のうち、平成10年1月30日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日を平成10年3月1日とし、当該期間に係る標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年5月26日から63年12月1日まで
② 平成2年3月26日から7年2月20日まで
③ 平成7年12月29日から9年9月1日まで
④ 平成10年1月30日から同年5月まで

私は、A社の採用面接を昭和56年5月26日に受け、その日から勤務を始め、平成10年5月まで、B職として継続して勤務していたのに、申立期間が厚生年金保険の加入記録から漏れていることが納得できない。

平成10年2月及び同年3月の給与明細書を提出するので、調査の上記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間④のうち、平成10年1月30日から同年3月1日までの期間について、申立人の申述内容及び申立人が所持している平成10年2月及び同年3月の給与明細書より、申立てに係る事業所に継続して勤務していたと推認できる上、前述の給与明細書は、申立てに係る事業所における申立人の加入記録のある期間の給与明細書と同一様式であることが確認できることから、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書において確認できる保険料控除額又は給与支給額から18万円とすること

が妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に對して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①については、申立人の入社時期は特定できないものの、複数の元同僚の供述から、申立人は、当該期間の一部において、申立ての事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間当時に申立ての事業所で勤務していた在職時期の回答が得られた複数の元同僚は、それぞれが入社したと供述する時期より後の厚生年金保険の資格取得日となっていることから、申立ての事業所は、必ずしも入社と同時に全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立ての事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、従業員の厚生年金保険の加入の有無を実質的に決定していたとされる事業主は死亡しており、申立人の厚生年金保険の適用状況等を確認することができない上、取締役であった事業主の妻は、「会社は既に無く、申立期間当時の資料は無いため、申立人の保険料控除の実態は不明である。」と回答している。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、その記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から昭和 56 年 6 月に払い出されており、申立人はこの時期に国民年金に加入したものと推認され、同年 5 月及び同年 6 月分の国民年金保険料を納付し、同年 7 月から 59 年 3 月まで国民年金保険料の全額免除を受けているところから、56 年 5 月 26 日から申立ての事業所に勤務し、厚生年金保険に加入し厚生年金保険料が控除されていたとする申立内容とは矛盾する。

加えて、申立期間当時の元妻は、申立人が昭和 63 年 12 月 1 日に申立ての事業所において厚生年金保険の資格を取得したことに伴い、同日付けで国民年金の第 3 号被保険者になっていることがオンライン記録により確認でき、このことは、申立人が申立ての事業所において昭和 63 年 12 月 1 日に厚生年金保険に加入したときに、申立人から申立人の妻に係る第 3 号被保険者の届出が行われたことを示し、申立人は申立ての事業所において 63 年 12 月 1 日に厚生年金保険に加入したことを認識していたと推認される。

3 申立期間②については、元同僚の供述から、申立人は、当該期間において、申立ての事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人の元同僚は、「申立ての事業所のB職の給与は完全歩合制であったが、申立人については、事故により長期入院していた時期があり、その時期は給料が無く、保険料は控除されていなかったはずである。」と回答しており、申立人は、「業務中の事故により平成2年2月から同年11月末日まで入院しており、その時期は給料が無かった。事故により損害をだしたことが厚生年金保険の資格喪失の理由ではないかと思う。」と供述していることから、少なくとも申立期間の一部については、厚生年金保険料を控除すべき給与の支給が無かった時期があったと考えられる。

さらに、申立人は、平成2年3月26日付けで国民年金の被保険者資格を再取得し、同年5月31日に免除申請を行い、同年4月から3年3月まで国民年金保険料の免除を受けていることが確認でき、当該申立期間において厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料が控除されていたとする申立内容と矛盾する。

- 4 申立期間③については、同僚の供述及び雇用保険の加入記録により、申立人は、当該期間において、申立ての事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立ての事業所において厚生年金保険被保険者であった2名の厚生年金保険被保険者記録を調査したところ、申立人と同様に被保険者期間の欠落がみられ、事業主はこの時期、社員の厚生年金保険の被保険者資格を喪失させていたことがうかがえる。

また、申立人の申立ての事業所に係る元同僚は、記録の無い期間については、申立ての事業所が給与から保険料を控除していたかどうか分からないとしており、申立ての事業所の当時の関係書資料の保存も無く、申立人も当時の給与明細書等の資料を保持していないため、申立人の申立期間における給与から厚生年金保険料が控除されていたかは不明である。

さらに、申立人は、当該申立期間において国民年金に加入し、平成9年4月17日に国民年金保険料の免除申請を行っており、申立期間③の一部については、厚生年金保険料が控除されていたとする申立内容と矛盾する。

- 5 申立期間④のうち、平成10年3月1日から同年5月までの期間については、申立人が申立ての事業所を退職した時期を特定できない上、申立人は、同年3月に2か月間の運転免許の停止処分を受け、停止処分者講習を受講した後会社に報告しないまま退職したと供述しており、申立人の給与は完全歩合制であったため、保険料が控除されるべき給与の支給が無かったと推察される。

- 6 このほか、申立人が申立期間①、②、③及び申立期間④のうち平成10年3月1日から同年5月までにおいて厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金被保険者として申立期間①、②、③及び申立期間④のうち平成10年3月1日から同年5月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成8年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月29日から同年3月1日まで

私は、平成8年3月1日から次の就職先に行くことが決まっていたので、同年2月末日で退職し、一日の空きも無く次の会社に出勤したのに、申立期間が厚生年金保険の加入期間とされていないことに納得できない。

平成8年3月分の給与から、厚生年金保険料が控除されているが、その保険料はどこにいったのか。

給与明細書を提出するので、調査の上記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与明細書及び申立人の申述内容等により、申立人が申立期間において、申立ての事業所に勤務していたと推認できる。

また、前述の給与明細書により、平成8年1月分から同年3月分の給与明細書の各月において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、申立事業所の保険料控除は翌月控除としていることから、最終給与である同年3月分給与明細書から控除されているのは、同年2月分の厚生年金保険料であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の給与支給額又は保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が保存している、申立人の申立期間に係る厚生年金保険資格喪失確認通知書における資格喪失日が平成8年2月29日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成8年2月に係る保険料について納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

広島国民年金 事案1211

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年4月から54年3月まで

私は、昭和50年8月にA社を退職後、すぐに国民年金に加入し、56年11月に結婚するまで母親が3か月分ずつ支払ってきた。

しかし、年金事務所の記録では、申立期間が未納となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年8月にその母親と共に国民年金の加入手続を行って以来、申立期間を含めて国民年金保険料を母親が支払っていたとしているが、申立人のオンライン記録、市町村の国民年金記録表ではいずれも申立期間は未納であり、あわせて申立人の母親の納付記録を確認したところ、申立人の母親も申立期間と同期間が未納となっている。

また、申立人は、「母親について一緒に支払にいったことがある。」と記憶しているが、具体的な納付方法、納付場所、納付金額等を記憶しておらず、実際に申立期間の保険料を支払ったとする母親も、「申立期間の納付方法、納付場所、納付期間、納付金額等を覚えていない。」と説明している。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。